

第4部 制度の推進にあたって各運営主体が留意すべき事項

シーニックバイウェイ北海道制度の推進にあたっては、地域活動団体や関係行政機関等の各運営主体が、それぞれの役割を認識するとともに、ルートの持続的運営のために努力していくことが必要である。以下に、各運営主体の役割と運営のための留意事項について記述する。

1. 各運営主体の役割

1.1 地域活動団体等の役割

景観をはじめとした地域資源の保全や活用のための活動を続けていくためには、地域に住み、地域のことを熟知している地域住民自らが主体的に取り組む意識を持ち続け、以下に示すような心構えをもってそれぞれの役割を果たしていく必要がある。

(1) 個別活動団体

民主的な組織運営と会員の拡大
「代表者会議」や連携事業への積極的参加
持続的な運営体制の構築
各種制度の活用

(2) 活動団体連携組織

民主的な組織運営
「行政連絡会議」等、関連行政機関との連携
持続的な運営環境を確保するため、不断の自己点検を行うこと

1.2 行政等の役割

景観をはじめとした地域資源の保全や活用のためには、社会資本整備を担当する関係行政機関自らも当事者意識を持ち、それぞれが主体的に活動を続けていく必要があるとともに、地域住民の広範な参加を促すため、制度に関する積極的な普及・啓発活動を進めていくことが必要である。

また、ルート指定に向けた地域住民の発意や主体的な取組を重視し、ルート指定以前においても指定を希望する団体等からの種々の相談に対しても積極的に応じるとともに、必要に応じて行政連絡会議準備会等の立ち上げ等による支援も考慮する必要がある。

(1) シーニックバイウェイ北海道制度運営のための行政の役割

国土交通省（北海道局、北海道開発局）

・北海道、関係行政機関、関係団体等との連携や「推進協議会」への参画

- ・「推進協議会」事務局機能の局内での設置

北海道

- ・国、関係行政機関、関係団体等との連携や「推進協議会」への参画

その他関係行政機関

- ・北海道開発局、北海道、関係団体等との連携や「推進協議会」への参画

その他関係団体

- ・北海道開発局、北海道、関係行政機関等との連携や「推進協議会」への参画

(2) ルート運営のための行政の役割

国土交通省（開発建設部）

- ・ルート指定に向けた地域の動向に関する情報収集や適切な支援
- ・ルート運営に必要な社会資本整備の実施
- ・支庁、土木現業所、市町村との連携や「行政連絡会議」への参画
- ・「代表者会議」との連携や必要に応じた支援
- ・地域活動団体の活動との連携や必要に応じた支援

支庁、土木現業所

- ・ルート運営に必要な社会資本整備の実施
- ・開発建設部、市町村との連携や「行政連絡会議」への参画
- ・「代表者会議」との連携や必要に応じた支援
- ・地域活動団体の活動との連携や必要に応じた支援

市町村

- ・ルート運営に必要な社会資本整備の実施
- ・開発建設部、支庁、土木現業所との連携や「行政連絡会議」への参画
- ・「代表者会議」との連携や必要に応じた支援
- ・地域活動団体の活動との連携や必要に応じた支援

(3) 民間企業等の役割

- ・事業実施による収益の一部を景観資源の保全・改善や地域資源の保全活動等に還元する努力

2. 持続的ルート運営のための留意事項

2.1 運営主体における留意事項

(1) 行政機関等

- ・担当者の設置による窓口の一本化と責任体制の明確化

- ・「わが村は美しく - 北海道」運動、「花大陸北海道」など他施策との連携

(2) 活動団体等

- ・担当者の設置による窓口の一本化と責任体制の明確化
- ・本制度の趣旨に賛同し、推進のための活動を希望する団体。ただし、政治、宗教などの宣伝目的の参加や反社会的な活動を目的としない団体。

2.2 各種診断の持続的・効果的实施

(1) 地域資源診断

- ・専門家診断、旅行者診断、地域住民診断の特性を活かし、それらを組み合わせた効果的な地域資源診断方法の確立と、地域資源に関する地域住民との十分なコミュニケーション機会創出、持続的な診断実施のための体制づくりが必要である。

(2) 活動団体診断

- ・活動団体が持続的に実施できる自己点検・診断方法の確立と自己点検・診断の実施に対する活動団体の意識の向上が必要であり、第3者診断にあたっては、活動に関する地域活動団体や地域住民との十分なコミュニケーション機会の創出や持続的診断実施のための体制づくりが必要である。

2.3 リソースセンター（支援センター）の設置等

- ・全道的制度の運用やルート運営面において、行政と活動団体の連携を促進するため、米国リソースセンターのような機能（調査、プロモーション、人材育成、認定支援等）をもつリソースセンター（支援センター）を外部機関として設置する。
- ・ただし、上記機能を果たしていくために必要な情報やノウハウの蓄積、独立した機関として持続的運営が可能となるまでにはある程度の期間を要することから、当面は「推進協議会」が当該機能を肩代わりすることが望ましい。

2.4 表彰制度等の導入による成功事例の共有

- ・活動団体や連携組織による様々な活動のうち、シーニックバイウェイ北海道制度推進にとって有意義なものについては、表彰制度等の導入により活動のための意識向上に繋げていくとともに、成功事例として情報共有を図ることが必要である。

2.5 予備的なルート指定

- ・シーニックバイウェイ北海道制度は、地域の発意と主体的な連携を出発点として、地域住民、行政、そして旅行者の協働による景観資源や地域資源の保全・改善等の活動を全道的に普及・促進を図ることを目的としてい

る。

- ・しかし、約2年間の試行においても連携推進のためには時間が不足しているとの評価もされており、そのため、制度創設後、当面の間は、意欲のある活動団体が積極的にルート運営活動計画を提出できるよう、必ずしもすべての項目について十分に記載されていないものであっても「推進協議会」として提案を受理するとともに、指定に至らなかった提案についても、例えば予備的なルート指定等を行い、ルート運営活動計画の熟度を高めるための支援を図るなどの措置を検討することが望ましい。

2.6 その他

- ・地域づくり、まちづくり、観光等の専門家など、活動団体に対するアドバイザーの設置について検討すること
- ・ルート運営のためのコーディネーター的役割を果たす者の設置について検討すること
- ・ルート運営状況の評価の過程で、活動団体以外の地域住民、来訪者などの声を反映させる仕組みについて検討すること